

■ 貸出金・支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成16年3月31日		平成17年3月31日	
	貸出金	支払承諾見返	貸出金	支払承諾見返
有価証券	27,936	44	26,007	57
債権	80,714	997	73,042	650
不動産	1,437,253	3,571	1,432,306	3,294
その他	1,164	—	842	48
計	1,547,068	4,612	1,532,200	4,051
保証	1,058,461	37,261	1,037,960	29,607
信用	1,058,795	2,665	1,080,840	4,908
合計 (うち劣後特約付貸出金)	3,664,326 (5,000)	44,540	3,651,000 (2,000)	38,567

■ 貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	平成16年3月31日	平成17年3月31日
設備資金	1,536,419 (41.93)	1,551,691 (42.50)
運転資金	2,127,907 (58.07)	2,099,308 (57.50)
合計	3,664,326 (100.00)	3,651,000 (100.00)

(注) () 内は構成比であります。

■ 消費者ローン残高

(単位：百万円)

	平成16年3月31日	平成17年3月31日
住宅ローン	920,202	975,915
その他ローン	104,982	87,606
合計	1,025,184	1,063,521

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成16年3月31日	38,735	34,022	38,735	34,022
	平成17年3月31日	34,022	21,816	34,022	21,816
個別貸倒引当金	平成16年3月31日	105,286	35,869	28,097	113,057
	平成17年3月31日	113,057	41,097	59,511	94,644
特定海外債権引当勘定	平成16年3月31日	39	—	18	20
	平成17年3月31日	21	—	21	—
合計	平成16年3月31日	144,062	69,891	66,852	147,100
	平成17年3月31日	147,101	62,914	93,555	116,461

■ 貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度
貸出金償却額	251	2,411

■特定海外債権残高

(単位：百万円)

	平成16年3月31日	平成17年3月31日
特定海外債権残高	84	—
(資産の総額に対する割合)	(0.00%)	(—)
うちインドネシア共和国	84	—

(注) 特定海外債権は、当行の自己査定基準に基づき貸倒引当金（特定海外債権引当勘定）の引当対象となる債権であります。

■リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成16年3月31日	平成17年3月31日
破綻先債権額	15,387	6,920
延滞債権額	254,651	181,253
3ヵ月以上延滞債権額	2,176	3,271
貸出条件緩和債権額	96,502	51,304
合計	368,718	242,749

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

【金融再生法に基づく開示債権】

(単位：百万円)

債権の区分	平成16年3月31日	平成17年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	94,545	96,900
危険債権	177,302	93,151
要管理債権	98,679	54,575
正常債権	3,344,465	3,451,229
合計	3,714,993	3,695,856

(注) その他資産中の未収利息及び仮払金については、貸出関連の資産項目を集計しております。

○本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸付有価証券、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息、仮払金及び支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績などを基礎として次のとおり区分するものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」をいいます。
4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。